

国民年金のお知らせ

国民年金は、20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。

給付は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金があります。

【老齢基礎年金】

国民年金保険料の納付期間と免除(猶予)期間、厚生年金の加入期間等を合わせて10年以上ある方が原則として65歳になったとき請求して支給されます。

*受給者が増えました

今年度8月から、資格期間が10年に短縮されました。(以前は25年)

この変更によって新しく老齢年金の受給ができる方に対し、「黄色の封筒」が送付されております。お手元にある方は役場町民課まで相談下さい。

*老齢基礎年金の繰り上げ請求は慎重に！

国民年金の老齢基礎年金は原則として65歳から支給されますが、希望すれば65歳前の希望の時期から年金を受けることができます。

ただし、繰り上げ支給の年金を請求すると年金額が一定の割合で減額され、生涯減額された年金を受けることになります。また、繰り上げ支給された年金を請求すると次のような制限がありますので、慎重に検討してから請求してください。

(主な制限事項)

- 1 一度繰り上げ支給の請求をすると、取り消し・変更ができません。
- 2 繰り上げ支給の老齢基礎年金は、請求した日の翌月分から支給開始

されます。

3 障害基礎年金や寡婦年金は受けられません。

4 国民年金に任意加入できません。

5 65歳前に遺族厚生年金や遺族共済年金を受けられるようになったときは、繰り上げ支給の老齢基礎年金との選択になります。

【障害基礎年金】

国民年金に加入しており、病気やケガで障害の状態にある方に支給されます。また、生計を維持する子がいる場合には加算額があります。

【遺族基礎年金】

国民年金に加入中の方が亡くなった時、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に支給されます。
※「子」とは、18歳になる年度末までの子、又は障害の状態にある20歳未満の子

年金の種類	年金額 (年額)	備考
老齢基礎年金 (満額の場合)	779,300円	
障害基礎年金 (1級)	974,125円	子の人数に応じ、金額が加算されます。※1
障害基礎年金 (2級)	779,300円	
遺族基礎年金 (子のみ1人)	779,300円	子の人数に応じ、金額が加算されます。※1
遺族基礎年金 (配偶者と子1人)	1,003,600円	

※1 第1子、第2子は各224,300円 第3子以降は各74,800円

☆年金の請求手続きは:

すべての年金は、受けられる資格があっても、本人の請求がなければ支給されませんので、ご注意ください。

加入されていた制度によって請求先、請求する際に必要な書類が異なりますので、役場町民課(☎47-4681)又は函館年金事務所お客様相談室(☎01338-82180)音声案内(1↓2)までお問い合わせ願います。

★年金事務所による年金相談日のお知らせ

9月7日(木)

- ・場所 福島町役場
- ・時間 午前10～12時
午後1～3時

『予約制』のため、

9月4日(月)までに年金で相談したい内容を役場町民課(☎47-4681)へ電話でお申し込み下さい。